

社会教育委員の手引き

社会教育は、生涯学び続けようとする人々の思いや、社会の要請にこたえるために、あらゆる機会、あらゆる場所で展開されています。この手引きは、初めて社会教育委員に就任された皆様の参考となるように作成しました。

Q1 生涯学習とは？

「生涯学習」とは、人々が生涯にわたり、生活の向上や、自己の充実を目指し、自発的に行う学習のことです。学校教育、家庭教育、社会教育で行われる学習活動、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、ボランティア活動、趣味など、人々が、いつでもどこでも生涯を通じて行う学習です。

その学びの成果を生活や地域などに適切に生かすことのできる社会の実現を目指すことが「生涯学習の理念」とされています。

参考：教育基本法第3条

Q2 社会教育とは？

社会教育とは、人々の生涯学習を支援し、推進していくものであり、個人の要望や社会の要請に基づき、学校教育以外の、広く社会において行われる教育活動のことです。

参考：社会教育法第2条

第四期教育振興基本計画は、一人一人の豊かで幸せな人生と社会の持続的な発展に向けて、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」という総括的な基本方針を掲げました。この実現に向け、社会教育による「学び」を通じて人々の「つながり」や「かかわり」を作り出し、協力し合える関係づくりの土壌を耕しておくことで、持続的な地域コミュニティの基盤を形成することが求められています。

参考：地域コミュニティの基盤を支える今後の社会教育の在り方と推進方策について（諮問）

（令和6年6月25日、中央教育審議会）

Q3 社会教育委員の職務とは？

住民の意向を行政や施策の運営に反映させるためのパイプ役として期待される社会教育委員の職務として、次の三つがあります。

(1) 教育委員会に助言する

- ① 社会教育に関する諸計画の立案
- ② 教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる
- ③ 上記の職務を行うために必要な研究調査を行う

(2) 教育委員会の会議に出席して意見を述べる

(3) 青少年教育に関する助言と指導（※市町に限る）

当該市町の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができます。

参考：社会教育法第17条

Q4 「社会教育に関する意見や助言を述べる」とは？

(1) 教育委員会が社会教育に関することで意見を求める場合には、社会教育委員の会議に対して「諮問」を行います。それに対して社会教育委員の会議では委員の意見を集約し、「答申」という形で意見を述べます。

(2) 社会教育委員の会議は、教育委員会からの「諮問」がなくても、委員の合意を得て「建議」や「提言」などを行うこともあります。

(3) 社会教育委員は、社会教育委員の会議や教育委員の会議等に出席して、意見や助言を述べることができます。

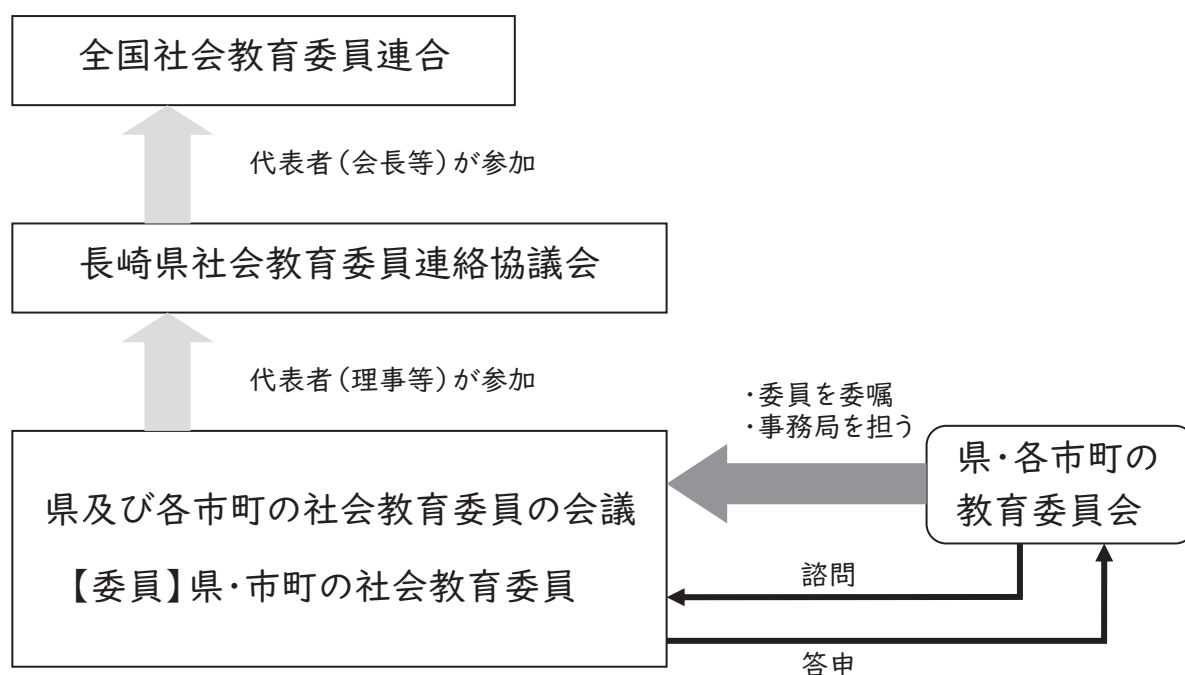
Q5 研究調査とは？

社会教育委員の職務を行うために、研究調査を行うことができます。研究調査によって得られたデータを基に、課題を洗い出し、その解決方法を探し、意見をまとめていくことで、より実態的な提案につながります。

【研究調査の例】

- 社会教育施設等を視察する
- 関係者から成果や課題について説明を聞く
- 公民館等の施設の利用者の意見を聞く
- 住民の意識調査や実態調査を行う
- 研修会に参加する
- 社会教育に関する資料を読む
- 身近な地域住民の声を聞く

Q6 長崎県社会教育委員に関わる組織とは？



社会教育委員の皆様
社会教育を実践されている皆様へ



社会教育応援メッセージ

● 社会教育をみんなで 一緒に楽しみましょう！

楽しさが人をつなぎ アイディアを広げます

● 若い世代が活躍できる場を つくりましょう！

今こそ若い力が 社会教育に必要です

● ひと・もの・ことをつないで 子育て世代を応援しましょう！

子育て世代との語り合いは 地域の子育ての第一歩です

● 学校へ足を運びましょう！

多世代・多分野の人たちの声をつなく

キーパーソンが必要です

● 地域と学校の未来を みんなで描きましょう！

大切なものを見極めることが

持続可能な地域づくりにつながります



第37期長崎県社会教育委員

長崎県版 社会教育委員の手引き

発行日 令和7年4月

発行 長崎県教育庁生涯学習課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

連絡先 TEL 095-894-3363